香川高等専門学校高松キャンパス学生会会則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第１章　総　則

第１条　本会は，香川高等専門学校高松キャンパス学生会と称する。

第２条　本会は，学校の指導のもとに各人に自由と責任により積極的に自治能力を養い，会員の協力により学校生活の充実と良き校風の樹立を図り，もって香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教育方針の達成に資することを目的とする。

第３条　本会の決議事項は，校長の承認を経て施行される。

第２章　会員及び指導教員

第４条　本会は，本校高松キャンパス学生全員をもって構成する。

２　本校学生は入学と同時に本校学生会の構成員となるものとする。

３　本会は校長によって任命された教員を指導教員とする。

４　本会各機関に指導教員を定めなければならない。

第３章　役　員

第５条　本会に次の役員を置く。

会長１名，副会長２名，書記２名，会計２名，庶務３名

２　会長，副会長は，会員の総選挙によって選出する。書記，会計，庶務は会長が任命し，年度始めの学生総会にて承認を得る。

第６条　会長は，本会を代表してその会務を総括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　書記は，記録の保管，書類の作成，公示発送，収受，本会備品の保管等を行う。

４　会計は，金銭の出納，会計帳簿の整理，保管，決算書の作成等を行う。

５　庶務は，学生会行事の運営、記録、動画作成、学生会備品の管理を行う。

第７条　役員の任期は，４月１日より翌年３月 31 日までの１年とし，欠員を生じた場合はその都度補充する。

第４章　会

第８条　本会には次の会を置く。

学生総会，役員会，体育・文化部長会，監査委員会，選挙管理委員会，学生祭執行委員会，学生会誌編集委員会

第１節　学生総会

第９条　学生総会は，全会員をもって構成し，本会の最高決議機関である。

第 10 条　総会にはかる事項は，次のとおりである。

(1) 予算の議決
(2) 決算報告の承認
(3) 会則の変更
(4) 部の設置
(5) 臨時費の徴収
(6) 事業計画
(7) その他学生会に関する重要事項

第 11 条　総会は毎年１回４月にこれを開く。ただし，必要あるときは臨時にこれを開くことができる。

第２節　役員会

第 12 条　役員会は，役員をもって構成し，本会の最高執行機関である。

第 13 条　役員会は，次の任務を行う。

(1) 総会の決議事項及び委任された事項の執行
(2) 予算案の作成
(3) 決算報告
(4) 事業計画の立案及び執行
(5) 総会における経過報告
(6) 会則変更案の作成
(7) 総会への議題の提出
(8) 渉外事項の整理
(9) 学生会活動の調整及び円滑化のための諸事項

第３節　部長会

第 14 条　部長会は，次のとおりとする。

文化部長会，体育部長会

第 15 条　文化部長会は，文化に関する部同好会の長，体育部長会は，体育に関する部同好会の長をもって構成し，それぞれクラブ活動に必要な事項を執行する機関である。

第 16 条　各部長会において，部長１名を選出する。

第 17 条　部長会は，次の任務を行う。

(1) 総会への提案
(2) 役員会から委任された事項の執行
(3) 役員会へ提出する各部の予算要求協議，調整
(4) 部活動の連絡，調整

第４節　選挙管理委員会

第 18 条　選挙管理委員会は，第４学年の学級委員をもって構成し，役員選挙並びに解職投票に関する事務を行う。

第 19 条　選挙管理委員会は，次の任務を行う。

(1) 役員の選挙に関する一切の事務
(2) 解職投票に関する一切の事務
(3) 選挙に関して本会則に規定のない事項の決定

第 20 条　選挙管理委員会は，投票日１ヵ月前に結成し，選挙に関する一切の任務が完了してのち解散する。ただし，役員に欠員が生じた場合，又は解職要求が選挙管理委員に提出された場合は直ちに結成する。

第 21 条　選挙管理委員会の委員は，選挙運動その他これに類似の行為を行ってはならない。

第５章　会　議

第 22 条　学生総会は，毎年１回以上開く。次の場合は臨時に開かなければならない。

(1) 会員の３分の１以上から要求があったとき。

(2) 役員会から要求があったとき。

２　部長会は，毎年１回以上開く。

第 23 条　役員会議は全員，その他の会議は構成人員の３分の２以上の出席をもって成立する。

第 24 条　決議は，２分の１以上の出席の場合は３分の２以上の賛成で，また，３分の２以上の出席の場合は過半数の賛成で可決する。

第 25 条　議案及び開会日時は少なくとも開会３日前までに会員に公示しなければならない。ただし，緊急を要する場合はこの限りでない。

第 26 条　部長会から提出される議案は，すべて役員会を経なければならない。

第 27 条　議長は，その都度選出し，役員会においては会長がつとめる。

第 28 条　指導教員は，本会各機関の運営の指導に当たり，会議に出席して助言することができる。

第６章　会計及び監査

第 29 条　本会の経費は，会費及び入会金その他の収入による。

第 30 条　本校の学生は，入学と同時に会員となり，次の会費を納入しなければならない。

入 会 金　　5,000 円

会　　費　　年額　7,200 円

２　会費は，前期（４月～９月），後期（10 月～３月）にわけ，各期の始めに半年分を納付しなければならない。

３　既納の会費及び入会金は返済しない。

第 31 条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

第 32 条　本会は監査委員会を置き，本会の会計を監査する。

２　監査委員会は，委員長１名，副委員長１名，委員３名で構成される。

３　監査委員会の委員長と副委員長の選出，解任は役員選挙に準ずる。

４　監査委員会の委員３名のうち２名は，文化部長会と体育部長会からそれぞれ１名を選出し，残り１名は委員長が任命する。

５　監査委員は，他のすべての役職を兼任することができない。

第 33 条　監査は，少なくとも毎学期１回以上行い，それらの結果を総会に報告しなければならない。

第７章　役員選挙及び解職要求

第 34 条　会員は，すべて選挙権及び被選挙権を有する。

第 35 条　立候補しようとする者は，その受付期間中に選挙管理委員会に届け出なければならない。

２　会長の立候補者がない場合は，各学級から１名ずつの推薦候補者を立てるものとする。副会長の立候補者がいない場合は，後日，会長が任命し，年度始めの学生総会にて承認

を得るものとする。

第 36 条　当選は，会員の３分の２以上の投票を必要とし，かつ，次の各号によって決定する。この場合過半数とは，投票総数の過半数をいう。

(1)　立候補者が定員の場合は信任投票を行い，過半数の得票者を当選とする。

(2)　立候補者が定員を超える場合は，上位得票者から当選とし，同数得票者間において順位を定める必要が生じたときは，その者についての決選投票によって決定する。

第 37 条　役員の解職を要求する者は，会員の３分の１以上の連名をもって選挙管理委員に解職要求書を提出しなければならない。

第 38 条　解職要求書が提出された場合は，１か月以内に当該役員の信任投票を行わなければならない。

第 39 条　有権者総数の４分の３の投票，有権者総数の３分の２の不信任票がなければ役員は解任されない。

第８章　部

第 40 条　部は文化部，体育部とする。

第 41 条　文化部，体育部をその活動内容に応じて相当数の部及び同好会に分ける。

２　各部，同好会は，互いに連絡をとりながらその活動を調整し，円滑な運営，活動をしなければならない。

３　部及び同好会の種類は，別途定めるものとする。

附　則

この会則は，平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この会則は，令和２年 11 月 24 日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

学生会組織

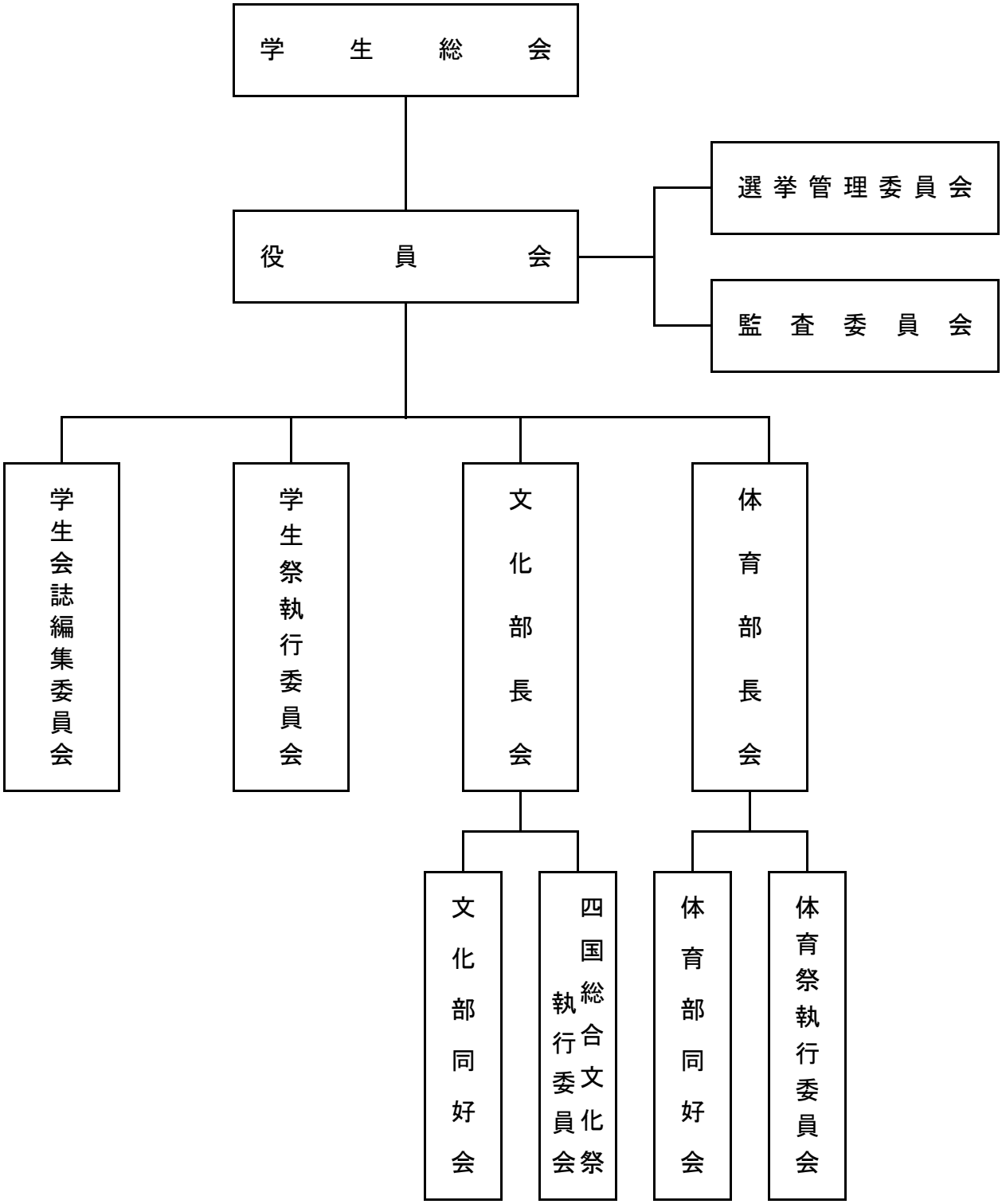
学　生　総　会
役　員　会
選挙管理委員会
監　査　委　員　会
学生会誌編集委員会
学生祭執行委員会
文化部長会
体育部長会
文化部同好会
四国総合文化祭執行委員会
体育部同好会
体育祭執行委員会